

証券コード 7038
2019年3月13日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北三丁目2番11号
フロンティア・マネジメント株式会社
代表取締役 大 西 正 一 郎
代表取締役 松 岡 真 宏

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 2階

3. 目的事項 報告事項

1. 第12期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款の一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。
 - ・また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参下さいますようお願い申し上げます。

- ・当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。
- ・議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知下さい。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び個別計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.frontier-mgmt.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、当社グループの将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、142,550,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年3月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、利便性の向上及び業務の効率化を図るため、2019年7月に当社の本店を東京都港区に移転することを予定しております。このため、定款における本店所在地の定めを以下のとおり変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本変更は、別途開催される取締役会で定める本店移転日に効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第2条 条文省略	第1章 総 則 第1条～第2条 現行どおり
(本店所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。
第4条 条文省略	第4条 現行どおり
第2章～第7章 条文省略	第2章～第7章 現行どおり

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に雇用や所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国の保護主義的な経済政策やそれに端を発する米中貿易問題への懸念、中東、東アジアなどにおける地政学的なリスクの存在などの影響により、先行きは不透明な状況であります。

このような経営環境の下、当社グループは、経営コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザー、再生支援その他の機能を活かした包括的なサービス提供により、一気通貫で企業の課題解決を図る提案に引き続き注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度においては、経営コンサルティング事業が好調に推移し、また、ファイナンシャル・アドバイザー事業において大型のM&A案件が成立したことなどが寄与し、売上高は4,690,065千円（前連結会計年度比20.9%増）と大幅な増収となりました。営業費用については、外注費の増大や、当社ホームページの改定などによる広告宣伝費の増大があったものの、売上高の増大の影響が大きく、営業利益は672,467千円（同167.4%増）、経常利益は676,615千円（同166.1%増）と大幅な増益となりました。また、本社移転が確定したことに伴い、原状回復費用の発生に備えて計上しておりました資産除去債務の戻入益として特別利益に40,469千円を計上するとともに、当連結会計年度は「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（いわゆる所得拡大促進税制）」の適用要件を満たし法人税の特別控除を受けるため、親会社株主に帰属する当期純利益472,434千円（同227.6%増）となりました。

各事業別の状況は次のとおりであります。

事業別	売上高 (千円)	構成比 (%)	対前年増減率 (%)
経営コンサルティング事業	1,944,980	41.5	7.4
ファイナンシャル・アドバイザー事業	2,336,573	49.8	39.9
再生支援事業	268,347	5.7	7.1
その他の事業	140,163	3.0	△6.1
合計	4,690,065	100.0	20.9

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度における当社グループの設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）は、総額で8,567千円であり、その主なものは、社内システム投資及び大阪支店移転に伴う設備工事等があります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の売却、除却等はありません。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度中に、金融機関より所要資金として短期借入金500,000千円を調達いたしました。

(4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受け**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分**

該当事項はありません。

(8) 会社が対処すべき課題

当社グループは、既存事業の成長を図ると共にさらなる成長のため、以下のようなソリューションの拡充を図っております。

① 海外中堅企業を買収対象としたクロスボーダーM&A支援

今後、日本企業は人口減少による市場縮小に対応するため、海外市場を狙うべくクロスボーダーM&Aが増加すると予想されます。大手企業は既にその動きを始めており、中堅企業においてもクロスボーダーM&Aに取り組む企業が増えてきています。しかしながら、海外買収案件の経験に乏しい大企業や中堅企業では、買収時のみならず買収後の経営まで必要人材を揃えてクロスボーダーM&Aを社内で完結させることが難しく、そのサポートのニーズが高まると予想されるため、当社グループがM&A戦略策定、M&A実行、PMI（Post Merger Integration：M&A成立後の統合プロセス）までを一貫してサポートすることにより、当社グループの事業機会の拡大を図ってまいります。

② 中堅・中小企業へのコンサルティング・資金供給

中堅企業においては、市場縮小に対し上記とは別の対応として、新規事業の展開が大きな課題となっており、そのためのコンサルティング支援ニーズは年々増加しています。また、同時に新規事業の展開を目的としたリスクマネーの需要が高まるため、当社グループとしてはファンドや自己投資を通じて顧客に資金提供を行い、同時に経営者派遣やコンサルティングを実施することによって、投資先の会社の企業価値の向上を図り、投資資金の回収とそれに伴う成功報酬の収受を目指します。

③ 中堅・中小企業のM&A支援

加えて、国内の中堅・中小企業の経営者の高齢化に伴い、事業承継機会が飛躍的に増加しており、事業承継型M&Aも同時に増加しているため、当社の特徴である金融法人ネットワークを通じて持ち込まれる事業承継型M&A案件を中心に、当社グループの事業承継サービスを伸長させていく予定です。

④ 大企業に対する成長戦略コンサルティング（M&A戦略コンサルティングを中心とする）
及びM&A実行支援

当社グループにも多数の大企業クライアントがありますが、同社等にとってM&A戦略を中心とした成長戦略策定のニーズは大きく、M&A戦略コンサルティングを中心とする成長戦略コンサルティングからM&A実行までを一気通貫で支援をする業務は、年々拡大することが想定されるため、当社グループとしても注力していく予定です。

当社グループの既存事業の成長と上記のソリューションの拡充のため、以下の課題に注力をしてまいります。

① 専門家人材の積極的採用・育成の強化

当社グループの最も重要な経営資源は人材であり、また、旺盛な案件需要に対応する人員を確保するためにも、優秀な人材の採用・育成が当社グループの経営課題となっております。

他社との差別化を推進するため、経営コンサルティング事業において、産業知見を豊富に有する人材や特定の業務分野に精通した人材の更なる採用・育成を強化してまいります。

また、M&A案件やグローバル案件の増加に対応するため、当社グループは、当該分野における優秀な専門家人材を積極的に採用・育成してまいります。

② クロスボーダーM&Aに対応する海外拠点網の拡充

当社グループでは、グローバル案件を遂行するため、体制の強化が必要となっており、上海・シンガポール・ニューヨークに所在する既存拠点の情報収集能力向上を図るとともに、欧州・インド等の戦略的重要地域でも提携先との協力関係を構築する等により、海外拠点ネットワークの更なる強化を図ってまいります。

また、自社の海外拠点の新設による拠点網の拡充も検討しております。

③ 認知度及びブランド力の向上

当社グループの潜在顧客の信頼を高めるため、及び潜在的な入社希望者からの魅力度を高めるため、認知度及びブランド力の向上が必要となります。

(9) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第9期 (2015年12月期)	第10期 (2016年12月期)	第11期 (2017年12月期)	第12期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売上高(千円)	3,667,931	3,337,027	3,880,452	4,690,065
経常利益(千円)	241,954	6,466	254,237	676,615
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	128,063	△21,824	144,213	472,434
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	49.31	△8.71	57.61	182.58
純資産額(千円)	654,414	599,063	741,979	1,897,531
総資産額(千円)	1,776,167	1,569,580	1,970,827	3,623,692

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第9期 (2015年12月期)	第10期 (2016年12月期)	第11期 (2017年12月期)	第12期 (当事業年度) (2018年12月期)
売上高(千円)	3,241,910	2,815,961	3,843,075	4,690,065
経常利益又は経常損失(△)(千円)	169,784	△89,790	246,520	665,292
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	72,430	△53,271	344,955	461,787
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	27.89	△21.28	137.81	178.47
純資産額(千円)	487,286	396,971	741,926	1,883,974
総資産額(千円)	1,518,683	1,266,999	1,970,832	3,610,673

(注) 2018年7月13日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第9期(2015年12月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(10) 重要な子会社の状況

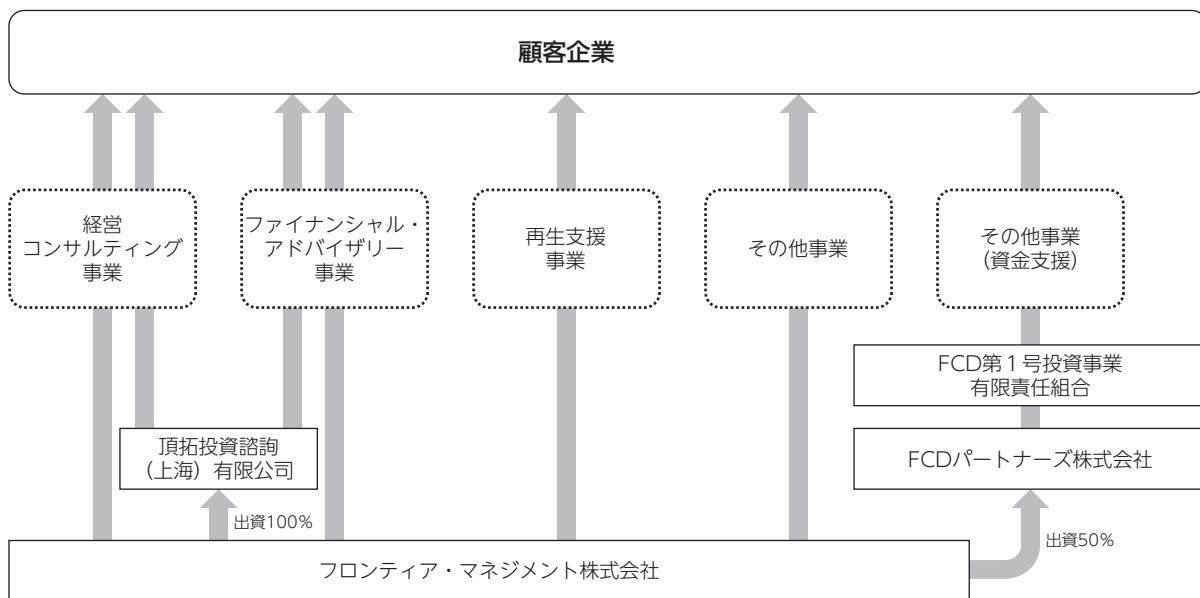
会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	事業内容
頂拓投資諮詢 (上海) 有限公司	120,000	100.00	経営コンサルティング事業 ファイナンシャル・アドバイザー事業

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社（フロンティア・マネジメント株式会社）と連結子会社1社（頂拓投資諮詢（上海）有限公司）及び持分法適用関連会社1社（FCDパートナーズ株式会社）の計3社で構成されております。

当社グループは、「クライアントの利益への貢献」、「ステークホルダーの利益への貢献」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、経営コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザー及び再生支援といった各種経営支援サービスの提供を主たる業務としております。

当社グループは、これらのサービスを、顧客企業のニーズに応じて、単独又は組み合わせることにより提供しております。また、当社グループは、特定の金融機関、監査法人又は事業法人等の資本系列に属さない独立系のコンサルティングファームであり、利益相反のない中立的な立場でサービスを提供しております。



当社グループの事業は単一セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、①経営コンサルティング事業、②ファイナンシャル・アドバイザー事業、③再生支援事業及び④その他事業に区分されております。各事業の概要は、以下のとおりです。

① 経営コンサルティング事業

顧客企業の経営戦略（全社戦略・事業戦略・機能別戦略（マーケティング、オペレーション等の企業の個別機能に対する戦略））の立案、中期経営計画の策定から実行支援、常駐型で実行支援を行う経営執行支援、M&Aに関連して実施される事業デュー・ディリジェンス（事業等に関する調査・分析）等のサービスを提供しております。

当社グループのコンサルティング事業における特長の一つとして、経験豊富なアナリストを擁していることなどを背景に幅広い業界（小売・流通、運輸、飲食、サービス、情報通信、テクノロジー、製造業（機械、素材、消費財）、商社及び医薬・ヘルスケア等）に対して、各産業の特性に応じた各種ソリューション（経営戦略の立案、中期経営計画の策定・実行支援、事業デュー・ディリジェンスのほか、マーケティング（営業）強化、オペレーション（業務）改革及び組織・人事等に関するコンサルティング）を顧客企業に提供している点が挙げられます。

また、近年経営の高度化、さらには事業承継の増加などを背景に、経営執行の機会が多様化しており、この経営執行の多様化に対応するため、CEOやCFOを含むマネジメントチームを派遣し、常駐型の経営執行支援を行うサービスの業務が拡大しております。

当社グループは、創業以来、様々な業界に知見を有する産業アナリストやコンサルタント、特定の業務分野に精通した専門家人材を順次採用し、各専門家人材のナレッジ・ノウハウの共有を進めることで、組織全体として顧客企業が属する業界に対する知見の深化を図るとともに、提供可能なソリューション幅の拡大を行いサービスの質の向上に努めております。

② ファイナンシャル・アドバイザー事業

顧客企業が行うM&Aや組織再編に関して、M&A戦略の立案、対象企業の選定・アプローチ、各種デュー・ディリジェンス（調査・分析）、企業価値算定、取引条件・契約書交渉、クロージング（資金決済等）手続きといった業務全般に関する助言・補佐業務を行っております。

この事業においては、Bloomberg 日本M&Aマーケットレビュー アドバイザー・ランキングの過去8年間（2011年～2018年）においてM&A件数で概ね10位以内にランキングされ、大手金融機関と並ぶ実績を残してまいりました。

なお、当社グループは、日本企業のグローバル化の進展に伴い増加するクロスボーダーM&Aの顧客ニーズに対応するため、クロスボーダーM&Aに関する豊富な実績を有する人材を積極的に採用するとともに、中国子会社の設立、シンガポール支店の開設、ニューヨーク支店の開設及び欧米、インドの海外提携先の開拓等を通じて、クロスボーダーM&Aの業務遂行体制の強化及び海外ネットワークの拡大を行っております。

また、近年ではオーナー企業の後継者問題を背景とした事業承継を目的とするM&Aが増加しており、そのニーズを取り込むための体制強化を行っております。

さらに、PMI（Post Merger Integration：M&A成立後の統合プロセス）支援業務に対するニーズに対応するため、PMI支援業務の体制強化を図る予定です。

③ 再生支援事業

再生支援を必要とする企業に対し、事業再生計画策定から実行支援、金融機関との利害調整、経営改革（ターンアラウンド）のための経営参画、各種再生手続き上の支援までトータルサポートを行っております。

当社グループの再生支援事業における特徴として、ハンズオン型経営改革支援（常駐型による経営改革の実行支援）を行っている点が挙げられます。ハンズオン型経営改革支援とは、経営改革（ターンアラウンド）業務に精通したコンサルタントを、顧客企業の経営陣等として派遣し、顧客企業に対して直接的に再生計画・経営改革の実行を支援するというものです。事業再生が必要とされる局面は、対象企業にとって「平時」ではなく「危機時」であり、「危機時」における経営改革（ターンアラウンド）の失敗は、そのまま「企業の死」（事業の断絶）に繋がりがねません。そのため、当社グループは、顧客企業とともに、再生計画の策定とその後の経営改革に直接コミットして、その実現をサポートしております。

④ その他事業

再生支援事業やファイナンシャル・アドバイザー事業に関連し、弁護士、会計士及び税理士等の各種制度関連の専門家による調査業務（法務、財務及び税務面のデュー・ディリジェンス）を行う他、事業再生計画、M&A及び組織再編の実行局面において、当該制度関連の助言業務を行っております。

また、事業会社及び金融機関の役職員を対象とした教育研修事業として「フロンティア・ビジネススクール」を行っております。

さらに、関連会社であるFCDパートナーズ株式会社を通じて、ファンドによる資金支援業務（投資業務）を行っております。

(12) 主要な営業所等（2018年12月31日現在）

・当社

本 社	東京都千代田区九段北三丁目2番11号
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番6号
長 野 支 店	長野県長野市南石堂町1282番地11
シンガポール支店	シンガポール共和国
ニューヨーク支店	アメリカ合衆国

・子会社

頂拓投資諮詢（上海）有限公司	中華人民共和国
----------------	---------

(13) **使用人の状況** (2018年12月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
165名	12名(増)

- (注) 1. 使用人数は就業人数(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて12名増加したのは、積極的な人材採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
164名	12名(増)	38.5歳	3.0年

- (注) 使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除く。)であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

(14) **主要な借入先** (2018年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	150,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	25,003千円

(15) **上記記載事項以外の会社の現況に関するその他の重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,412,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,851,000株 (自己株式2,000株を除く)
 (3) 株主数 1,227名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (株)	持株割合 (%)
大西正一郎	751,000	26.34
松岡真宏	751,000	26.34
矢島政也	187,000	6.56
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	142,300	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	67,800	2.38
村田朋博	65,000	2.28
西田明德	36,000	1.26
光澤利幸	35,000	1.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	27,300	0.96
大谷聡伺	27,000	0.95

(注) 持株割合は自己株式 (2,000株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

イ. 発行可能株式総数

a. 2018年7月12日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、2018年7月12日付で発行可能株式総数は32,000株減少し、10,000株となっております。

b. 2018年7月12日開催の臨時株主総会決議により、株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は11,402,000株増加し、11,412,000株となっております。

ロ. 発行済株式の総数

2018年6月14日開催の取締役会決議により、2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は2,850,147株増加し、2,853,000株となっております。

八. 単元株式数

2018年7月12日開催の臨時株主総会決議により、2018年7月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2018年5月15日
新株予約権の数		1,735個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,470株 (新株予約権1個につき2株) (注) 1、6
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり600円 (1株当たり300円) (注) 2、6
権利行使期間		2020年5月16日から2028年5月15日まで
行使の条件		(注) 4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,735個 目的となる株式数 3,470株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 当社が株式の分割 (株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式の市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本組入額は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとし、且つ、通算勤続年数が5年以上であることを条件とする。ただし、当社または当社子会社の従業員が定年退職した場合、及び当社取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
5. 組織再編時の取扱いは以下のとおりであります。
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2018年6月14日開催の取締役会決議により、2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2018年5月15日
新株予約権の数		40,165個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,330株 (新株予約権1個につき2株) (注) 1、6
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり600円 (1株当たり300円) (注) 2、6
権利行使期間		2020年5月16日から2028年5月15日まで
行使の条件		(注) 4
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 40,165個 目的となる株式数 80,330株 交付者数 140名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 交付者数 0名

(注) 1. 当社が株式の分割 (株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額 (以下、「行使価額」という。) に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式の市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本組入額は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとし、且つ、通算勤続年数が5年以上であることを条件とする。ただし、当社または当社子会社の従業員が定年退職した場合、及び当社取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
5. 組織再編時の取扱いは以下のとおりであります。

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

 - (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2018年6月14日開催の取締役会決議により、2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	担当及び重要な兼職の状況
大西正一郎	代表取締役	FCDパートナーズ(株)代表取締役
松岡真宏	代表取締役	頂拓投資諮詢(上海)有限公司董事長 FCDパートナーズ(株)代表取締役 俺の(株)社外取締役
高橋義昭	取締役	経営管理部長
大杉和人	取締役	日本通運(株)警備輸送事業部顧問 N I S S H A(株)社外取締役
梅本武	常勤監査役	
下河邊和彦	監査役	(株)経営共創基盤社外監査役 (株)ジャパンディスプレイ社外取締役
服部暢達	監査役	(株)ファーストリテイリング社外取締役 (株)博報堂DYホールディングス社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授

- (注) 1. 取締役大杉和人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び服部暢達氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役大杉和人氏並びに監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び服部暢達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	202,688千円 (2,300千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20,824千円 (20,824千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	223,513千円 (23,124千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬総額は株主総会決議（2018年8月14日臨時株主総会）により、年3億円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とすると定められております。
3. 監査役の報酬総額は株主総会決議（2018年8月14日臨時株主総会）により、年5,000万円以内とすると定められております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役大杉和人氏は、日本通運株式会社警備輸送事業部顧問及びN I S S H A 株式会社社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

監査役下河邊和彦氏は、株式会社経営共創基盤社外監査役及び株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

監査役服部暢達氏は、株式会社ファーストリテイリング社外取締役、株式会社博報堂DYホールディングス社外取締役、早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授及び慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 大 杉 和 人	2018年8月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 梅 本 武	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 下 河 邊 和 彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 服 部 暢 達	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大杉和人氏、社外監査役梅本武氏、社外監査役下河邊和彦氏及び社外監査役服部暢達氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,800千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式上場に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンスについて取締役及び使用人全員への周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人全員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施する。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程を制定することにより法令等違反行為に関する報告体制を確立し、かかる行為を速やかに認識し対処する。
- ④ 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、コンプライアンス規程その他の社内規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会に付議される事項については、常務会又は経営会議における諮問を経る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役の要求があるときは、これらの文書（電磁的記録を含む。）を常時閲覧に供する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する統括責任者を代表取締役とし、リスク管理について必要な事項を組織横断的に定めるリスク管理規程を制定し、これに基づきリスク管理体制を構築する。

- ② 危機管理規程を制定し、緊急事態が発生した場合における報告及び指揮連絡体制を確立することにより、緊急事態を迅速かつ適切に把握し損失の最小限化に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保する体制

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

(6) 当会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当会社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定め、当該規程に則って子会社の管理を実施する。
- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図り、当社グループとしての経営について協議するほか、子会社が当会社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
- ② 前号の使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の意見を尊重する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業の報告をする。
- ② 常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要な事項の報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役会規則及び監査役監査基準を定めるとともに、監査計画書を作成し、取締役会でその内容を説明し、監査の実施に関しての理解と協力を得る。
- ② 監査役は、代表取締役と定期会合を通じて意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査人による内部監査に立会うとともに、内部監査人との意見交換及び関連部署との緊密な連携を通じて監査の実効性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスの徹底のために、当社の役職員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、当社の役職員がいつでも社内規程を閲覧できる環境を整えております。さらに、今事業年度中において社内規程が変更された際には、役職員全員に対して通知を発信し、周知いたしました。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施いたしました。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づく内部通報窓口を設置・運用しております。
- ④ 反社会的勢力と接触することを避けるため、取引開始前の段階で反社チェックを実施し、反社会的勢力との関係を遮断するため、契約書に暴排条項を入れております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 本事業年度においては取締役会を16回開催し、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役会に付議される事項については、常務会における諮問を経ました。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行っております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

リスク管理規程及び危機管理規程に基づいた適切な運用を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保する体制の運用状況

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守して業務を執行いたしました。

- (6) **当会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況**
- ① 当会社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程に則って子会社の管理を実施いたしました。
 - ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図ることで、当社グループとしての経営について協議し、子会社が当会社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認いたしました。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況**
- 監査役職務を補助するための専任の使用人は設置しておりません。しかしながら、監査役会運営事務を補助するため、兼務の使用人を1名設置しております。なお、当該使用人は、監査役会運営事務を行うに当たっては、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従い当該補助業務を実施しております。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況**
- 常勤監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要な事項の報告を受けております。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況**
- ① 監査役会は、監査計画書を作成し、監査役が取締役会でその内容を説明いたしました。
 - ② 監査役は、代表取締役と定期会合を年2回実施し、意見交換を行いました。
 - ③ 監査役は、内部監査人との意見交換を定期的にも実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,360,248	流 動 負 債	1,722,672
現金及び預金	2,116,453	買掛金	166,626
受取手形及び売掛金	876,103	短期借入金	175,003
営業投資有価証券	56,144	未払金	119,350
繰延税金資産	238,019	未払法人税等	278,657
その他	88,224	賞与引当金	641,886
貸倒引当金	△14,697	役員賞与引当金	121,506
固 定 資 産	263,444	その他	219,642
有 形 固 定 資 産	19,653	固 定 負 債	3,488
建物	8,140	資産除去債務	3,488
工具器具及び備品	11,512	負 債 合 計	1,726,161
無 形 固 定 資 産	8,680	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	8,578	株 主 資 本	1,886,509
その他	102	資本金	158,137
投資その他の資産	235,110	資本剰余金	808,967
関係会社株式	16,491	利益剰余金	919,822
敷金及び保証金	198,580	自己株式	△418
繰延税金資産	9,259	その他の包括利益累計額	11,021
その他	10,778	為替換算調整勘定	11,021
資 産 合 計	3,623,692	純 資 産 合 計	1,897,531
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,623,692

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,690,065
売上原価	1,800,026
売上総利益	2,890,038
販売費及び一般管理費	2,217,571
営業利益	672,467
営業外収益	
受取利息	40
持分法による投資利益	13,491
受取保険配当金	1,259
受取事務手数料	2,424
その他の	39
合計	17,255
営業外費用	
支払利息	1,502
為替差損	3,510
市場関連費用	8,094
合計	13,107
経常利益	676,615
特別利益	
資産除去債務戻入益	40,469
税金等調整前当期純利益	717,085
法人税、住民税及び事業税	295,053
法人税等調整額	△50,402
当期純利益	472,434
親会社株主に帰属する当期純利益	472,434

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2018年1月1日 残高	158,137	158,137	490,690	△73,150	733,815	8,163	8,163	741,979
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当			△43,301		△43,301			△43,301
親会社株主に帰属する当期純利益			472,434		472,434			472,434
自己株式の処分		650,829		72,732	723,561			723,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,857	2,857	2,857
当連結会計年度変動額合計	-	650,829	429,132	72,732	1,152,694	2,857	2,857	1,155,551
2018年12月31日 残高	158,137	808,967	919,822	△418	1,886,509	11,021	11,021	1,897,531

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,351,713	流 動 負 債	1,723,211
現金及び預金	2,108,064	買掛金	167,526
受取手形	240	短期借入金	175,003
売掛金	875,863	未払金	119,538
営業投資有価証券	56,144	未払費用	87,429
前払費用	63,449	前受金	4,527
繰延税金資産	238,019	預り金	33,095
立替金	19,918	未払法人税等	278,657
その他	4,710	未払消費税等	94,590
貸倒引当金	△14,697	賞与引当金	641,336
固 定 資 産	258,960	役員賞与引当金	121,506
有 形 固 定 資 産	19,615	固 定 負 債	3,488
建物	8,140	資産除去債務	3,488
工具器具及び備品	11,475	負 債 合 計	1,726,699
無 形 固 定 資 産	8,680	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	8,578	株 主 資 本	1,883,974
その他	102	資 本 金	158,137
投 資 そ の 他 の 資 産	230,663	資 本 剰 余 金	808,967
関係会社株式	3,000	資 本 準 備 金	158,137
関係会社出資金	0	その他資本剰余金	650,829
関係会社長期貸付金	30,000	利 益 剰 余 金	917,287
長期未収入金	20,585	その他利益剰余金	917,287
敷金及び保証金	197,998	繰越利益剰余金	917,287
繰延税金資産	9,259	自 己 株 式	△418
その他	10,778	純 資 産 合 計	1,883,974
貸倒引当金	△40,957	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,610,673
資 産 合 計	3,610,673		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,690,065
売 上 原 価		1,804,497
売 上 総 利 益		2,885,568
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,214,904
営 業 利 益		670,663
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	165	
受 取 保 険 配 当 金	1,259	
受 取 事 務 手 数 料	2,424	
為 替 差 益	372	
そ の 他	3	4,225
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,502	
上 場 関 連 費 用	8,094	9,596
経 常 利 益		665,292
特 別 利 益		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	677	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	40,469	41,146
税 引 前 当 期 純 利 益		706,438
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	295,053	
法 人 税 等 調 整 額	△50,402	244,650
当 期 純 利 益		461,787

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
2018年1月1日 残 高	158,137	158,137	-	158,137	498,801	498,801	△73,150	741,926	741,926
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△43,301	△43,301		△43,301	△43,301
当 期 純 利 益					461,787	461,787		461,787	461,787
自 己 株 式 の 処 分			650,829	650,829			72,732	723,561	723,561
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	650,829	650,829	418,486	418,486	72,732	1,142,047	1,142,047
2018年12月31日 残 高	158,137	158,137	650,829	808,967	917,287	917,287	△418	1,883,974	1,883,974

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

フロンティア・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・マネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

フロンティア・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月22日

フロンティア・マネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役 梅本 武 ㊟

監査役 下河邊 和彦 ㊟

監査役 服部 暢達 ㊟

(注) 監査役 梅本武、監査役 下河邊和彦、監査役 服部暢達は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈MEMO〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 2階
TEL 03-3263-9621



- | | |
|---------------|--------------------|
| 交通・九段下駅「7番出口」 | 徒歩3分(東西線) |
| 「5番出口」 | 徒歩4分(半蔵門線・新宿線) |
| ・神保町駅「A2出口」 | 徒歩5分(半蔵門線・新宿線・三田線) |
| ・水道橋駅「西口」 | 徒歩9分(JR線) |
| 「A2出口」 | 徒歩11分(三田線) |

◎ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。